

令和8年度

西海中部・東部地区水道施設再編推進工事(土木2工区)

特記仕様書

西海市

令和 8 年度 西海中部・東部地区水道施設再編推進工事（土木 2 工区） 特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 本特記仕様書は、令和 8 年度 西海中部・東部地区水道施設再編推進工事（土木 2 工区）に適用する。

第 2 条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書によるほか、各項によるものとする。

1. 長崎県建設工事共通仕様書 長崎県土木部 （令和 8 年 4 月）
2. 長崎県建設工事施工管理基準 長崎県土木部 （令和 8 年 4 月）
3. 土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書 長崎県土木部 （令和 8 年 4 月）
4. 水道工事標準仕様書【土木工事編】日本水道協会（平成 22 年度）
5. その他関連図書

第 3 条 前払いの取扱い

受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

第 4 条 特定工事の受注実績評価の対象工事ではない。

第 5 条 現場代理人及び技術者の兼務について

本工事に配置する現場代理人又は技術者が、他現場若しくは営業所技術者等を兼務する場合は、下記に示す関連通知等及び公告等により兼務の要件を確認した上で、発注者へ届け出ること。

なお、要件に適合せず、事後において配置できないこととなった場合の責は受注者にあることを了知すること。

〈関連する西海市の通知等〉

- ・現場代理人の取扱いについて
- ・主任技術者（監理技術者）の取扱いについて

〈関連する長崎県の通知等〉

- ・ 6 建企第 339 号「建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて」

※ただし、本工事において建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定による兼任（専任特例 1 号）は適用できない。

- ・ 6 建企第 341 号「営業所技術者又は経營業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて」

※ただし、本工事において建設業法 26 条の 5 の規定による兼務は適用できない。

この他、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全体の工事を同一の監理技術者等が管理することが合理的と考える場合の取扱いについては、国の監理技術者制度運用マニュアル三（2）④に準じるものとする。

第 2 章 施工条件明示

第 6 条 余裕期間 任意着手方式

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「西海市余裕期間設定工事実施要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）

2. 余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者との協議により、工事の始期を変更できるものとする。なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。
3. 週休 2 日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、発注者が妥当と判断した場合は実工期の変更を行うことができる。
4. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
5. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
6. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：工事の始期から 240 日間

（余裕期間は最大 96 日間とし、契約締結日から最大 96 日後の翌日を工事着手期限とする）

7. 契約締結後において、前 2、3 のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。
8. 工事实績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。

第 7 条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。
 なお、明示した施工条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で契約変更の対象とする。

1. 工程関係

- ・ 部分的な工期の設定はない。
- ・ 週休 2 日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休 2 日工事の対象であり、月単位の週休 2 日となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休 2 日のパターン（完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日）について、施工計画書の提出前（施工計画書の作成を要しない場合は工事着手前）までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の 1）から 7）によるものとし、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の週休 2 日以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

- 1) 週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、完全週休2日（土日）または月単位の週休2日（現場閉所率28.5%）以上となる休日を確保することとする。

完全週休2日（土日）を実施する場合において、悪天候等によりやむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。また、夜間工事において完全週休2日（土日）を実施する場合は、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。また、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

- 2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	工場製作
週休2日対象外期間	工場製作のみの期間

- 3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告すること。

- 4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

- 5) 受注者は、当初設定された実工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前（施工計画書の作成を要しない場合は工事着手前）までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

- 6) （土木工事標準積算基準、土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械除く。）、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表使用の場合）

完全週休2日（土日）を選択し現場閉所が達成された場合は、完全週休2日（土日）の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合、並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日（土日）：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

7) 対象期間中、週休2日工事であることを看板等により現場に掲示すること

2. 用地関係

- ・ 工事区域の用地について特に制約等はない。
- ・ 受注者が施工上必要とする用地以外の借地は予定していない。

3. 工事支障物件関係

受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物、及び架空線等上空施設の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認するものとする。地下埋設物等の調査は、別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」、架空線等上空施設の調査は、別添「架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書」による。また、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。

4. 公害関係

- ・ 工事に伴う公害防止対策（騒音・振動・粉塵・水質汚濁等）について、特段の考慮はしていない。
- ・ 事業損失に係わる事前調査等の実施は予定していない。

5. 安全対策関係

- ・ 交通安全対策としての交通誘導員について、以下の通り計上している。

対象作業内容	配置体制	開始時間 終了時間	配置員数	配置場所
親杭横矢板設置・撤去施工時	作業時 (交代要員無)	—	2名/日	親杭横矢板設置・撤去箇所

- ・ 通行規制時には、安全施設として工事中の道路標識、赤色橙及び防護柵を設置するものとする。
- ・ 安全対策としての施工方法等の制約はない。
- ・ 工事区域は、機雷・爆弾等の危険区域ではない。

6. 資機材等の搬入関係

- ・ 資機材等の搬入経路や搬入時間帯等に特段の制約は無い。

7. 仮設備関係

- ・ 仮設備に関して特段の指定事項はない。

8. 現場環境改善関係

- ・ 本工事は現場環境改善費を計上しており、施工に際し受注者は、下表の内容のうち原則として「計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）」ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、受注者は現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

- ・現場環境改善費のうち「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、受注者から工事打合せ簿により当該対策費用について根拠資料が提出され、対策の妥当性が確認された場合、当該対策費用について設計変更により積上げ計上を行うものとする。

計上費目	実施する内容（土木工事諸経费率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境対策の充実 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舍の充実 ③現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） ④衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、ＰＲ看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

9. 残土・産業廃棄物関係

- ・搬入や搬出等については下記のとおりとする。

（１）建設発生土の利用（搬入）

本工事において、現場外からの搬入は想定していない。

（２）建設発生土の搬出（処分場へ搬出の場合）

本工事により発生する建設発生土（残土）の搬出は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載されている以下の処分場へ搬出するものとする。ただし、受注者の自己都合により搬出先を変更する場合は事前に監督職員の承諾を得るものとする。変更する搬出先も「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載されている処分場とし、費用の変更は行わないものとする。

搬出先：株式会社 エフ・イー

搬出場所：長崎県西海市西海町中浦北郷字園川内2599番地

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載の受入処分地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる処分場を想定しているが、当該残土処分地の受入が不可能な場合または受注者が残土処分受入業者一覧表より選定した処分場が発注者が想定している処分場より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

（３）コンクリート塊・アスファルト塊の処理

本工事により発生するコンクリート塊やアスファルト塊は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得て搬出するものとする。

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

(4) 木くず ・ ・ ・ 産業廃棄物に該当する分

本工事により発生する木くず（伐採殻、除根殻）の搬出は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定している処理地より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

なお、受注者は、搬出した数量を証明できる資料を監督職員へ提出するものとし、設計数量については協議の上で設計変更の対象とする。

(5) 舗装切断時の排水等

- ・ 受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処理しなければならない。
- ・ 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- ・ 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、排水量等に関する資料を受注者が作成し監督職員と協議を行うことにより、契約変更の対象とすることができる。
- ・ 受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は、舗装切断時の排水と同様、適正に処理しなければならない。
- ・ 受注者は、舗装切断時に発生する排水の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項」の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた処理施設から選定し、適正に処理すること。
発注者は、その処理費用の計上にあたっては長崎県、長崎市、佐世保市の各自治体で作成している「産業廃棄物処理業者名簿」に掲載されている処理施設の中から処分費と運搬費の総価が最も安価となる処理施設を想定している。
なお、発注者が想定した処理施設の受入が不可能な場合または受注者が選定した処理施設が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とすることができる。
- ・ 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。

10. その他

- ・ 現場発生品の発生及びその再使用は想定していないが、再使用可能な製品があれば、監督職員と協議し、指示を仰ぐものとする。

第3章 そ の 他

第8条 交通誘導警備員のひっ迫対応措置（試行）

1. 交通誘導警備における緩和措置

受注者は、当該工事において交通誘導警備が必要な場合は、「長崎県建設工事共通仕様書（1-1-58現道工事における交通処理対策19）」に基づき実施されるものであるが、当該工事において交通誘導警備員（以下「警備員」、警備業法第2条第4項に規定）が、必要人数確保できない場合（ひっ迫）に、緩和措置（「自家警備」の導入）の対象とすることができる。

なお、緩和措置の適用については、警備業協会加盟会社より出される警備員の必要人数を確保できない等のひっ迫状況の証明書及び以下の緩和措置実施条件に基づいた交通誘導警備配置計画をもって、監督職員と協議を行い承諾された場合とする。

2. 交通誘導警備における緩和措置の実施条件

(1) 「自家警備」の実施

- ・ 受注者が「自家警備」を行う「自警員」については、全て受注者の社員であり、かつ過去3年以内に長崎県交通誘導警備員対策協議会が承認した団体が実施する安全講習会を受講しているものであること。

(2) 対象路線

- ・ 長崎県公安委員会が道路における危険防止が必要と認める路線（以下、認定路線）以外の路線（以下、認定外路線）であること。

※認定路線：R34, R35, R57, R202, R204, R205, R206, R207, R251, R499

(3) 警備体系及び交通量の影響

次のいずれかに該当すること

- ・ 車線規制、バイパス工事出入口等の「基本的に連携が伴わない警備（非連携警備）」であること
- ・ 片側交互通行規制等の「連携が伴う警備（連携警備）」で、交通量が規制に与える影響度合い（交通量の影響：Q ※¹）が1未満であること。

※1 「交通量の影響」については、以下の算出式により確認を行う。

◆片側交互通行規制における交通量の影響算定式

$$Q = \frac{T(L+60)}{30,000}$$

- ・ Q : 交通量影響率
- ・ T : ピーク時間交通量(台/h)
- ・ L : 規制区間延長(m)

Q ≥ 1 : 交通量の影響が大 → 自警員の配置の可能性はない

Q < 1 : 交通量の影響が小 → 自警員の配置の可能性はある

《留意点》

- ・ 算定式により自警員の配置の可能性があると判断された場合は、その結果を受け配置の決定を行うのではなく、必ず現地調査を行い受発注者協議の上、配置の決定を行う。

(参考) 緩和措置による「自警員」による可能警備パターン

	連携警備		非連携警備
	交通量の影響: 大	交通量の影響: 小	
認定路線	警備員のみ (1名/パーティーは検定合格警備員)		警備員のみ (1名/パーティーは検定合格警備員)
認定外路線	警備員のみ		警備員のみ
		自警員のみ	自警員のみ

第9条 労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施に努めるものとする。

なお、実施にあたっては、取組内容を施工計画書に記載することとするが、共通仕様書等により施工計画書の提出を求めている工事については、工事打合せ簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。

第10条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能（標準仕様）】

- （１） 洋式（洋風）便器
- （２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３） 臭い逆流防止機能
- （４） 容易に開かない施錠機能
- （５） 照明設備
- （６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９） サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- （１０） 鏡と手洗器
- （１１） 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２） 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３） 擬音装置（機能を含む）
- （１４） 着替え台
- （１５） 臭気対策機能の多重化
- （１６） 窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７） 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細についてを監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【快適トイレとして活用するために備える付属品】（７）～（１１）の費用については、従来品相当額を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬費・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第11条 設計変更等

設計変更等については、契約書第１８条から第２６条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編１－１－１８から１－１－２０に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県土木部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和3年10月」（長崎県土木部）によることとする。

第12条 重点的な監督業務

本工事は、重点的な監督業務の実施を予定していない。

第13条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書等に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し提出するものとする。
2. 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
3. 真夏日率の算定式における工期は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
4. 施工計画書等に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて熱中症補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。
なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。
真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期
熱中症補正值（%）= 真夏日率 × 補正係数[※]（※補正係数1.2）
現場管理費
= 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数) + 熱中症補正值)
ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

第14条 コンクリートの単位水量測定について（試行）

コンクリート構造物の品質確保を図る目的から、本工事で使用する生コン生産者以外の機関による単位水量測定を試行的に実施するものとする。

なお、単位水量測定に要する費用については、共通仮設費率分に含まれているため、別途計上は行わない。

第4章 土木工事一般事項

第11条 一般事項

1. 受注者は、工事施工にあたり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに諸法令の適用は、乙の負担と責任において行わなければならない。
2. 受注者は、設計図書に記載していない事項並びに工事施工中に生じた疑義については監督職員と協議のうえ決定すること。
3. 工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の管理責任は、受注者とする。
4. 工事期間中は、浄水場の運転に支障がないよう工事の進行を図らなければならない。そのため、浄水場の運転及び工事全体の進行に対して重大な支障をきたす場合は、契約の解除を行うことがある。
5. 本工事は、工事期間中も稼働している浄水場内において行うため、乙は、十分に現況を把握するとともに、維持管理に支障をきたすことのないよう施工計画を立案のうえ責任を持って工事施工にあたること。
6. 本工事の掘削箇所に浄水場の運転に重大な影響を及ぼす地下埋設管等が存在する可能性があるため、特に注意して施工を行うとともに、必要に応じて試験掘等を行い、事故防止に努めること。なお、予期しない埋設物を発見した場合は特に取扱いに留意し速やかに監督職員に報告すること。また施工に伴い発生する埋設表示シート及び埋設標等の復旧は受注者の責任において行うこと。
7. 既設構造物及び付帯する設備等に損害を与えた場合は、監督職員に報告するとともに速やかに現状復旧するものとする。なお、それらに係る費用は受注者が負担すること。
8. 施工に際し既設構造物との調整事項が生じた場合については、あらかじめ監督職員と協議し、工事の進行に支障なきよう留意すること。
9. 工事車両は、隣接する市道を利用するため施工期間中、通行者等及び地区住民の生活に支障のないよう工事の進行を図らなければならない。また、残土運搬その他により、道路を損傷した場合は適切な補修を行うこと。また付近の住民から騒音・振動・粉塵等による苦情が起こらないよう有効適切な処置を講じ施工を行うこと。
10. 本工事の実施に関する官公庁その他への手続きは、すべて受注者が代行すること。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
11. 施工に際して所轄官公庁及び電力会社等の検査、試験を要するものは、そのすべてに合格すること。
12. 工事期間中は、公衆の安全を確保しなければならない。
13. 本工事は補助事業であり会計検査の対象となっていることを留意し責任をもった施工を行うこと。

第12条 衛生管理

受注者は、本工事に従事する前に下記検査項目の結果を提出すること。検査費用については受注者の負担とする。

検査項目	検査周期
腸内細菌（赤痢菌、パラチフス菌、腸チフス菌、サルモネラ菌）	概ね6ヶ月
腸管出血性大腸菌O157	概ね12ヶ月

第5章 工事の概要

I 工事の場所

長崎県西海市西海町川内郷地内

II 工事の概要

別紙、縦覧設計書のとおり

Ⅲ 緩速ろ過池築造工

第1節 基礎・躯体工

第1項 一般事項

1. 本工事は、新規に緩速ろ過池を構築し前後の処理施設と接続するための処理水管の一部を布設するものである。
2. 耐震レベルは、レベル2対応とする。
3. 水密構造を基本とする。

第2項 コンクリート工

1. 水槽部は、水密性を要求していることから、土木学会「コンクリート標準示方書」(最新版)等に準拠し、水密コンクリートに適した配合、打設方法、養生方法並びに打継目の処理方法ひび割れ制御対策、その他を記載した打設計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。
水密性コンクリート構造物の水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすること。
2. 打設時の乾燥収縮対策は、温度ひび割れ対策に有効な以下に留意すること。
 - (1) マスコン打設時期は、工程上問題ない範囲で可能な限り寒冷期が望ましい。
 - (2) 温度ひび割れ指数は計算により求めた目標ひび割れ指数以上、ひび割れ幅0.2mm以下を満足させること。
3. コンクリートの仕様は、次のとおりとすること。
 - (1) 均し・無筋コンクリート
レディーミクストコンクリート：JISA 5308 (18-8-20~40)
 - (2) 鉄筋コンクリート
レディーミクストコンクリート：JISA 5308 (24-12-25 (20)) 一般コンクリート
4. 水槽部におけるコンクリート打設時の打ち継ぎ目には止水板を設置すること。
5. コンクリート打設後、万一乾燥収縮等によるひび割れが生じた場合は、水密性を確実にするために当該箇所をVカットしたのち、シリコン系シーリング材によるコーキング施工を行わなければならない。コーキング処理は、乙の負担により監督職員の指示による時期に施工しなければならない。
6. 鉄筋のかぶり厚は、通常施工の場合の水中・土中等の基準を基本とする。
7. 構造物開口部の処理
 - (1) 構造物を管等が貫通する部分は、設計図のとおり管据付後、コンクリート打設を行うことを原則とする。また、設計図に明示していなくても、開口部及び管貫通部周囲には補強筋を入れなければならない。
 - (2) 管据付後のコンクリート打設に当たっては、十分配管周囲に行きわたるよう固めなければならない。
8. 埋込み管、開口部等の処理
 - (1) 将来工事になる機械設備工事及び電気設備工事にて支障とならないように埋込み管開口等を設置すること。
 - (2) 埋込み管据付及び開口部処理においては、将来の機械設備工事における配管布設、設設置が可能な位置、精度、仕様になるように留意すること。

第3項 鉄筋工

1. コンクリート工事に使用する鉄筋は、JIS-G-3112 に規定する熱間圧延異形棒鋼を使用することを原則とする。なお、試験成績表を提出し、監督職員の承諾を得ること。
使用材料 S D 3 4 5
※建築構造物との取合部がある場合、挿し筋についてはS D 2 9 5を使用する。
2. 構造物鉄筋のかぶりは、設計図に示すとおりとし、そのかぶりを厳守すること。
3. 鉄筋の継手は、特記なき限り原則として重ね継手とする。

第4項 型枠工

1. 型枠は鋼製及び合板製とする。仕上り種類によって最適な型枠の選定を行い、甲の承諾を受けなければならない。
2. 型枠緊結用セパレーターは、漏水防止のため外壁及び池・配管室側壁には止水構造

(水膨張性積層ゴムリング)のものを使用する。

第5項 塗装工

1. 塗装を施す前に内外面のサビ、その他の付着物を十分に清掃及び除去し、塗装を行うものとする。

第6項 水張試験

1. 水槽は、工事終了後水張り試験を行い、監督職員立会いのうえ漏水のないことを確かめた後、十分なあく抜きを行わなければならない。ただし、充水に先立ち、槽内を十分清掃し、残存物がないことを確認すること。
2. 水圧試験、水張り試験に必要な水の費用負担は監督員と協議のうえ、決定する。
3. 水張試験に使用する水は、既設浄水処理水を分水し使用する場合、浄水処理に影響が出ないように監督員及び維持管理者と協議を行うこと。実施までに施工計画書を作成・提出し、甲の承認を得ること。
4. 水圧試験及び水張り試験の排水にあたっては、監督職員と十分協議のうえ調整し速やかに行わなければならない。

IV 場内配管工

第1項 適用範囲

配管布設工事は、日本水道協会発行「水道工事標準仕様書【土木工事編】（平成22年度）」によるものとし、異なる事項がある場合には、本仕様書によるものとする。
また、一般仕様書にも準拠するものとする。
また、各種仕様書の各種規格は、最新のものを確認のうえ、準拠すること。

主な材料

ダクトイル鋳鉄管（GX形）φ75～φ200mm
フランジ規格：フランジ7.5K（静水圧：0.75Mpa、水撃圧：0.5Mpa）
ダクトイル鋳鉄異形管類 内面エポキシ樹脂粉体塗装GX形

第2項 配管布設参考資料

1. ダクトイル鋳鉄管布設接合等
日本ダクトイル鉄管協会「ダクトイル鉄管布設工事標準マニュアル」及び日本ダクトイル協会又は各メーカーの「接合要領書」による。
2. 特殊押輪接合
各メーカー「接合要領書」による。
3. その他
各協会、各メーカーの「布設、設置、接合、据付等の基準及び要領書」による。

第3項 準備工

1 測量

- (1) 乙は、工事契約後直ちに必要な測量を実施し、測量結果を監督職員に提出すること。また、測量結果が設計図書に示される値と異なる場合は、監督職員と協議し、その指示を受けること。
- (2) 測量標（以下仮BM）は、監督職員の指示する補助水準点を使用し、乙は仮BMを移動沈下の恐れのない所に選定し、木杭又はコンクリート杭等を用い、堅固に設置及び表示すること。また、使用する前には適時点検すること。

2 試掘

- (1) 乙は、監督職員の指示する箇所その他、必要に応じて地下埋設物の試掘を行いその位置深度並びに構造を確認のうえ、監督職員に報告すること。

- (2) 試掘は、当該地下埋設物に損傷を与えないよう、特に注意深く掘削し、当該地下埋設物を確認すること。なお、試掘の結果、管布設工事に支障のある場合は、監督職員と協議し、その指示を受けること。

3 現地測量調査結果

配管工事に先立ち、現地測量及び現地調査（試掘等含む）を行い、現地測量調査結果等を反映して施工図及び配管寸法を考慮し、十分に検証して施工すること。

第4項 掘削工

- 1 土被りは、設計図書記載の数値を優先する。
- 2 掘削底面は人力にて不陸整正とし、突起玉石等を取り除くこと。
- 3 切土面は設計図により、安全な法勾配にて掘削することとし、また掘削全延長についても崩落等のないように適宜、施工法に留意し、工事現場及び工事従事者の安全を確保すること。

第5項 埋戻工

- 1 埋戻は、管頂10cmまでを単粒度碎石5～2.5mmで機械投入後人力敷均し、タンパー転圧とし、それより上は機械投入後人力敷均し、タンパー転圧（掘削幅1.00m以上は振動ローラー転圧）とすること。また、埋戻・転圧については管に損傷を与えないよう特に注意し施工すること。
- 2 曲管部は、特に入念な突固めをして埋戻すこと。土質が軟弱な場合においては監督職員の立会を求め、協議のうえで埋戻を行うこと。
- 3 湧水箇所の埋戻は、排水した後でなければ埋戻を行ってはならない。

第6項 地下埋設物

- 1 地下埋設物位置及び防護工は、設計図によるが、施工前に位置及び構造を確認し施工すること。設計図で施工不可能な時は、設計図を基本とする防護図を作成して、監督職員と協議し決定すること。
- 2 工事中埋設物が露出したときは、監督職員及び各埋設物の所有者の指示する方法によってその埋設物を維持し、工事中の損傷を防止するため万全を期するとともに、特に危険な埋設物または重要な埋設物等については、常に点検を行わなければならない。
- 3 埋設物がすでに破損していた場合は、ただちに監督職員及び埋設物の所有者に連絡し、完全に修理等の措置を行った後でなければ、工事を進めてはならない。
- 4 埋設物が、埋戻しの後において破損するおそれがある場合は、堅固な防護を施し監督職員の立ち会いを求めて埋戻し、終了後の事故防止について十分注意しなければならない。
- 5 乙は、埋設物に近接して掘削を行う場合は、周囲の地盤のゆるみ、または沈下について常に注意し、必要があると認めるときは、監督職員と協議して埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

第7項 鋳鉄管布設工

- 1 ダクタイル鋳鉄管接合要領書による。また配管の施工順序及び工程についてはあらかじめ計画書を提出し、監督職員の承諾を受けること。
- 2 構造物壁体等に配管を埋込む場合は、原則として配管後、コンクリートを打設すること。
- 3 配管作業に従事する技能者は、豊富な経験と知識を有し、熟練したものでなければならない。
- 4 現場合せ等で部分的変更が生じた場合でも、十分その目的を達するように、監督職員の指示に従って施工しなければならない。
- 5 設計図中の切管寸法は参考値であり、配管施工にあたっては、現場合せとして十分注意して切管を行うこと。

V その他

本工事は補助事業であり、物価資料及び見積による単価の決定方法は「令和7改訂版 水道事業実務必携」によるものとする。